

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、オペレーターとして業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務終了後、その日が会社の給与振込日であり給与を引き出すため、通常利用するC駅とは逆方向にあるD銀行に向かう途中、E交差点（以下「銀行前交差点」という。）において、段差を踏み外して負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌〇日、Fクリニックに受診し、「左足関節部捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

労災保険法第7条第2項及び第3項によれば、通勤とは、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復するものをいうとされており、ここでいう「合理的な経路」とは、一般的な労働者が用いるものであって、最短距離と認められる経路をいうものと解される。この経路は、必ずしも1つの経路しか認められないものではないが、本件の場合、会社の所在地及び請求人の通勤経路の最寄駅であるC駅との位置関係から見て、調査結果復命書添付の地図及びマップ検索地図に照らすと、銀行前交差点は明らかに迂回経路であって、合理的経路を逸脱ないし中断したものと認められる。

労災保険法第7条第3項ただし書及び労災保険法施行規則（以下「労災則」という。）第8条第1号によれば合理的な経路から逸脱又は中断した場合であっても、当該逸脱又は中断が「日用品の購入その他これに準ずる行為」を行うための最小限度のものである場合には、その逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路に復した位置から再び通勤として取り扱うこととされている。

仮に請求人が給料日に銀行から給与を引き出す行為が、上記労災則第8条第1号の「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当するとしても、本件事故は合理的な経路に復する手前の銀行前交差点において発生しているから、本件事故は、労災保険法所定の通勤災害には該当しない。

#### 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は通勤によるものとは認めることができず、したがって、監督署長が、請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。